

事 務 連 絡
令和 7 年 6 月 4 日

各 { 都道府県水道行政担当部（局）長
国土交通大臣認可水道事業者
国土交通大臣認可水道用水供給事業者 } 殿

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課

災害対策基本法等の一部を改正する法律の公布について

日頃より水道行政及び水道事業の推進に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

水道法の改正等を含む「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 51 号）が、本年 5 月 28 日に国会で可決・成立し、本日公布されたところです。この法律は、令和 6 年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、インフラ復旧・復興の迅速化等についての措置を講ずるものです。

この法律のうち、水道法の改正に係る事項については公布日から起算して 3 月を超えない範囲において政令で定める日から施行することとしており、その留意事項については、別途通知する予定としています。

なお、別添写しのとおり、内閣府政策統括官（防災担当）及び消防庁次長から都道府県知事宛て周知しています。

各都道府県においては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者へ周知いただきますようお願いいたします。

【連絡先】

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課
担当 草川、渡部

TEL : 代表 03-5253-8111（内線 34-402、34-411）

直通 03-5253-8819

E-mail : hqt-suidougijutsu@ki.mlit.go.jp